

# 役員報酬規程

## 第1条（目的及び意義）

この規程は、公益社団法人全国私立保育連盟定款第27条の規程に基づき、役員報酬の支給について定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図る。

## 第2条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 会員外役員とは、役員のうちこの法人の会員以外の理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、交通費及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## 第3条（報酬等の支給）

この法人は、役員職務執行の対価として報酬等を支給しない。

2. 前項の規程にかかわらず、会員外役員が次の職務を行った場合には、1日を単位として日額20,000円を支給する。

- (1) 理事である会員外役員が、この法人の理事会その他会議に出席したとき。
- (2) 監事である会員外役員が、この法人の監査業務を行ったとき。
- (3) 前各号のほか、会長が必要と認めた職務を行ったとき。

## 第4条（支給方法）

前条の報酬等は、法令に基づきその報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を役員が指定する自己名義の銀行預金口座へ振込により直接支給する。

## 第5条（費用）

この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、別に定める旅費規程により支給する。

## 第6条（公表）

この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## 第7条（規程の変更）

この規程の変更は、社員総会の決議による。

## 第8条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

## 附則

この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

この規程の施行に伴い、会員外役員報酬規程は廃止する。